

## パート1：知っておきたい！アメリカの教育政策に関する用語

### 1) ESEA 法「初等中等教育法」



ジョンソン大統領（任期 1963 年 11 月 22 日 - 1969 年 1 月 20 日）の小学校時代のロニー先生も出席した 1965 年に行われていた ESEA 法の調印式

ESEA 法（Elementary and Secondary Education Act）は、ジョンソン大統領の「貧困との戦い」政策の一部である。人種の違いや貧富の差による学力差が問題視されたことが ESEA 法導入のきっかけとなった。法律ができた当時、学校教育の質の向上が、子供が貧困から脱出できる手段と思われていた。そのため、州・地方の教育問題に連邦政府が注目し、国の教育予算を握りながら、州・地方の教育政策に連邦政府が口出しをするようになった。国民が平等に質の高い教育を受けられることを目的に掲げ、教育の質保証と学校の説明責任を強調した初等中等教育の予算を組んだ。ESEA 法では、以下のように、一つ一つの法律が「タイトル」と「ローマ数字」で指定され、今でも同じ文言を学校現場や教育関連の議論で耳にする。

**Title I:** 低所得世帯に暮らす生徒の割合が 40%以上の学校を「タイトル・ワン学校」と呼ぶ。このような特定の配慮が必要とされる生徒がいる学校教育の質を高めるためにより多くの予算を配分するようにした。

**Title II:** 学校の図書館に予算を提供した。特に、教科書やその他の教材を購入するための予算を組んだ。

**Title III:** 生徒一人一人の質の高い教育のために、学校内外に学習環境を補うための教育プログラムを導入するための予算を組んだ。

**Title IV:** 教員研修や教師教育の質向上のための研究や実践の予算を組んだ。

**Title V:** 州が独自の教育改革を追求するために、特に、英語を母国語としない生徒、才能のある生徒、芸術教育などを充実するための予算を組んだ。